

いで 議会だより

第74号

2021年（令和3年）

5月発行



玉津岡神社 春の祭事

令和3年度一般会計予算	2P
一般会計で実施する主な事業	3P
令和3年度会計別予算	4P
3月定例会で決まった事	5P
町政を問う	8P
研修報告・総合計画	16P
いでたんが聞く	18P

令和3年度 予算



いでたんが
わかりやすく解説します!

井手町のお金

(千円四捨五入)

入る予定のお金
48億 1100万円

一般会計

使う予定のお金
48億 1100万円

自主財源(皆さんからのお金)

皆さまで井手町に収めて
いただく税金

特別会計や基金から入って
くるお金

その他の収入

国が徴収する税金(所得税・法人税・酒税・消費税・地方法人税)の中から町の財政需要などに
応じて交付されるもの

依存財源(国や府からのお金)

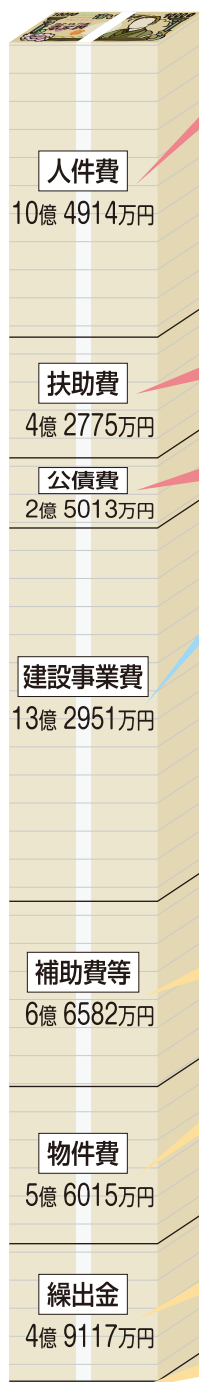
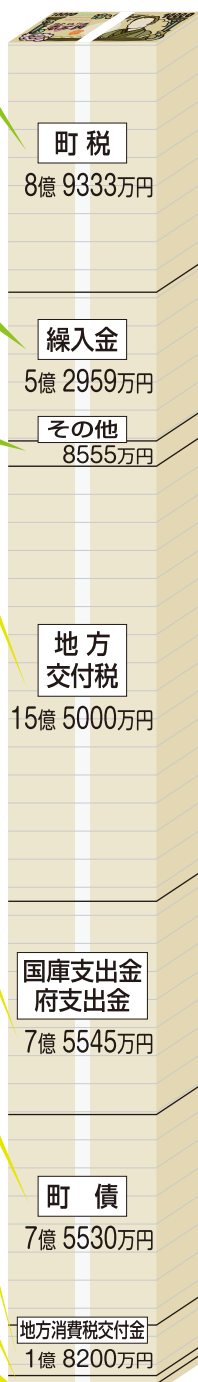
国・府からの補助金や負担金

銀行などからの借入れ(借金)

地方消費税の一部を、府が人口と従業者数で按分し町
に対して交付するもの

国が徴収した特定の税目の税収を一定の基準により町に譲与するもの

国・府が一定の基準により、町に対して交付するもの



職員や特別職の給与、議員、
会計年度任用職員、各種委
員会委員の報酬のお金

障がい者自立支援給付費、
児童手当、医療費助成など
社会保障関係のお金

町が借り入れたお金の返済
に充てるお金

道路や学校、大規模修繕費
といった町の資産の形成や
災害復旧に使われるお金

町から地方公共団体や民間の団
体に対して公益上必要な場合に
支払われる負担金や補助金

旅費、交際費、消耗品や備品
購入費など消費的性質のお金

一般会計と特別会計相互間
において資金運用するた
めのお金

義務的経費

投資的経費

その他の経費

一般会計で実施する主な事業

過去最大規模 一般会計 48億1100万円

前年度比 7億1900万円 (17.6%) 増

新庁舎建設、ワクチン接種、出産応援給付金 など 計上

自然環境を守り育て安全でやすらぎのあるまちづくり

- 新庁舎建設事業 5億1280万円
- 埋蔵文化財発掘調査 1100万円
- 防災広場整備 1300万円

いきいきと安心して暮らせる健康・福祉のまちづくり

- 新型コロナウイルスワクチン接種事業 3000万円
- 子育て施設環境整備 2760万円
- 公的施設等感染防止機器整備事業 590万円
- 健康増進計画策定業務 273万5000円
- 産後ケア事業 17万2000円

快適な暮らしと豊かな自然を活かしたまちづくり

- JR奈良線高速化・複線化第二期事業補助金 2億723万7000円
- 多賀地区町営住宅建替事業 1億5650万円
- 町営住宅外壁改修 1540万円
- 井手地区共同墓地通路整備 470万円
- ふるさと納税寄附金活用事業(左馬ふれあい公園案内パネルの改修) 20万円

あすを創造する教育や文化・スポーツをはぐくみ、子どもたちがのびのび育つまちづくり

- 山吹ふれあいセンター移転実施設計業務 7000万円
- 図書館環境整備事業(非対面型自動貸出機等導入) 2200万円
- 井手町出産応援給付金 400万円

活力ある産業振興と観光・交流のまちづくり

- プレミアム付き商品券発行補助 1730万円
- 道の駅開設準備事業 500万円
- 特産品開発推進事業 270万円
- 中小企業融資利子補給 100万円



新庁舎予定図



ワクチン集団接種会場



通路整備される井手地区共同墓地

令和3年度 会計別予算

(千円 四捨五入)

会 計 名		予 算 額	前年度比(%)
一 般 会 計		48億 1100万円	17.6 %
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	9億 3350万円	△ 2.4 %
	井 手 町 水 道 事 業	2億 255万円	22.0 %
	多 賀 地 区 簡 易 水 道 事 業	5128万円	△ 13.4 %
	公 共 下 水 道 事 業	5億 5150万円	8.1 %
	介 護 保 険	8億 8505万円	△ 3.8 %
	後 期 高 齢 者 医 療	1億 2423万円	△ 0.4 %
	多 賀 財 産 区	300万円	0.7 %
	小 計	27億 5111万円	0.4 %
合 計		75億 6211万円	10.7 %

町長の予算編成方針(要旨)

まちの主人公は住民との認識のもと住民と一体となって歩んできた。この基本姿勢を堅持しつつ、町政を推進してまいりたいと考えている。

本町の最も大きな課題は人口の減少をくい止め、いかにしてまちを活性化させるかである。

JR奈良線の複線化、企業誘致、国道24号城陽井手木津川バイパスの整備などが着実に前進できるように最大限の努力をしてまいりたい。

さらに庁舎建設や山吹ふれあいセンターの移転、多賀地区の町営住宅の建て替え、商業施設誘致などにも着実に取り組んでまいりたいと考えている。

「居心地よく、住んでみたい、住み続けたい安心、安全で豊かな自然と利便性が共存する新しいまち」を実現できるように努力をしていきたい。

今回の予算編成においては行政の継続性を確保しつつ住民生活に支障が生じないように所要の経費を計上した。

賛 成 討 論

財源を重点的・効率的に配分されると共に、これまで積み立ててこられた各種基金を有効に活用するなど、住民参画のもと透明性の高い予算編成となっている。

一般会計予算は従前からの継続事業にも充分配慮されつつ、新規事業にも積極的に取り組む予算計上となっている。

主な事業を見ても乳幼児から高齢者までが安全で安心して暮らせる事業となっている。

今回の予算案は多岐にわたる住民要望に充分にこたえられ、防災、福祉、教育に重点を置いている。

また、特別会計については、医療費・介護・高齢福祉、上下水道など、新規事業にも取り組み、住民が安心して快適に暮らせるための予算となっている。

以上財政状況が厳しい中、また新型コロナウイルス感染症に端を発する国際情勢に不透明さがある中、誰一人取り残さないという思いがこもった充実した予算編成であると高く評価する。

(谷田利一議員)

討論

一般会計予算賛成7反対1で可決

反 対 討 論

今、コロナ禍のもと、井手町の新年度予算は全く不十分で、住民の信頼を得られるものになっていない。

一般会計では、新庁舎の建設に向けて多額の予算が組まれているが、住民アンケートでも、バスの要望があるのにあえて無視している。町長の信条は「住民が主人公」ではないのか。またジェンダー平等の時代に役場管理職や各種審議会など意思決定の場にもっと女性を登用するよう、期限と数値目標を持って取り組んでほしい。

子どもたち・保護者・教育関係者等の長年の要求が実り、国が40年ぶりに小学校の学級編成基準を改定することになったが、コロナ禍ではどうしても必要なことである。一気に中学校・高校でも30人以下学級を導入すべき。

介護保険会計では、第8期の保険料は8.3%の値上げとなる。さらに8月からは施設に入所する低所得者への食費等の補助の見直し、介護利用料の自己負担限度額(高額介護サービス費)引き上げで、利用者の負担が増えるため反対である。

(谷田みさお議員)

3月定例会で決まった主なこと

第5次井手町総合計画を策定

65歳以上の介護保険料を改定

3月8日から24日まで3月定例会が開かれ、令和3年度の予算・第5次井手町総合計画などを審議しました。

改正した条例

● 介護保険条例

3年ごとの介護保険事業計画に基づき介護保険料を改定します。

8・3%の増額で、基準月額が58823円となります。

● 地区計画区域内の建築物の制限に関する条例

新庁舎周辺の地区整備

令和2年度 補正予算

● 一般会計(第6回)

新型コロナウイルス感染症
種体制確保事業として、

● 一般会計(第7回)

計画が定められた区域では、町庁舎、図書館、物品販売店舗及び飲食店(道の駅)、道路休憩施設(トイレ等)以外の建築物は建設できないことを定めるものです。

接種券の印刷などの費用
611万円を追加しました。(専決)

主な内容は、新庁舎等
建設用地取得の追加費用
として4000万円、企業
立地促進助成に60万円、
府の緊急事態宣言による
営業時間短縮要請に応じ
た飲食店等への協力金に
207万円、道路改良に
4800万円、橋の長寿
命化に1800万円、多
賀小学校の児童トイレ改

修工事に2750万円、
小中学校新型コロナウイルス
防止関連費用に240万
円などで、合計約1億
2200万円を追加する
ものです。

● 多賀地区簡易水道事業特別会計(第2回)

井手地区と多賀地区の
水道管路接続のための設
計費用800万円を、国
道24号バイパス設計の進
み具合に合わせ、新年度
に繰り越すものです。

● 介護保険特別会計(第3回)

今年度の剰余金800
万円を、第8期介護保険
料の増額抑制にあてると
積み立てるものです。

● 公共下水道事業特別会計(第2回)

面整備事業の残額
1800万円を新庁舎の
下水道整備事業に充当す
るため、新年度に繰り越

同意案件

● 指定管理者選任

◎町立デイサービスセンター

◎町立在宅介護支援センター

◎町立ヘルパーステーション

社会福祉法人 弥勒会

令和3年4月1日から
5年間

すものです。

令和3年4月1日から
5年間

◎井手町共同浴場
井手町共同浴場
管理運営委員会

令和3年4月1日から
3年間



◎まちづくりセンター

井手町まちづくり協議会

令和3年4月1日から
5年間

◎町立婦人研修センター
京都やましろ

農業協同組合

令和3年4月1日から
5年間



◎町立老人福祉センター
玉泉苑・賀泉苑
井手町社会福祉協議会

選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書

賛成5 反対3で可決

提案者 木村 武 壽 議員

2018年2月に内閣府が公表した世論調査では、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる選択的夫婦別姓制度の導入に賛成・容認と答えた国民は66・9%となり、反対の29・3%を大きく上回った。特に30〜39歳という若い世代の賛成・容認の割合は84・4%にのぼる。昨年閣議決定された第5次男女共同参画基本計画策定にあたっては、制度導入を求めるパブリックコメントが400件以上も寄せられた。

2003年から日本政府に対して改善勧告を続けてきた国連女性差別撤廃委員会は、2016年3月にも、改めて「女性が婚姻前の姓を保持できるよう夫婦の氏の選択に関する法規定を改正すること」を求めた。

平均初婚年齢が30歳前後となり、婚姻前に個人名で信用・実績・資産を築く人が増えている。改姓によってこれまで築き上げたキャリアに断絶が生じる例や、法的根拠のない旧姓の使用で不利益・混乱が生じる例は

多く、それを避けるために事実婚を選ばざるを得ない人が一定数いることは事実である。

家族のあり方が多様化する今、最高裁判決の趣旨を踏まえて議論を進め、適切な法的選択肢を用意することは、国および国会の責務であると考ええる。

よって、国におかれでは、民法を改正し、選択的夫婦別姓制度を法制化することを求める。



反対討論

「家族・親子を結ぶ連帯意識に悪影響」

谷田 利一 議員

「夫婦別姓制」の導入を許せば、家族の一体感を損ない、子供に与える精神的影響もはかり知れず、また、事実婚を増加させ、離婚の増加や婚姻制度の崩壊をもたらすおそれが多分にある。例えば、すでに選択的夫婦別姓制度を導入した、イタリア、オーストリア、ドイツ、デンマーク、スウェーデン、ハンガリー、フランス、スペインなど欧州の国々では、婚姻率が4割以上も減り、離婚率が2倍になり、婚外子の割合が5割も増加し、北欧フランスでは婚外子が5割を超えており従来

の家族制度が崩壊している。このことは選択的夫婦別姓制度の導入が一因であると思われる。そもそも、婚姻に際し氏を変える者で職業上不都合が生じる人にとつて、通称名で旧姓を使用することが一般化しており、婚姻に際し氏を変更するも、関係者知人に告知することにより何の問題も生じないことである。また、氏を変えることにより自己喪失感を覚えるというような意見もあるが、それよりも結婚に際し同じ姓となり、これから新たな家庭を築くという喜びを持つ夫婦のほうが、圧倒的多数であり、極めて一般的な普通感覚である。すなわち、夫婦同姓制度は、普通の日本人にとって極めて自然な制度である。もし、別姓が導入され、別姓世代が数代にわたって続けば家系は確実に混乱して、日本のよき伝統である戸籍制度、家族制度は瓦解し、祖先と家族・親と子を結ぶ連帯意識や地域の一体感、ひいては日本人の倫理道徳観にまで悪影響を及ぼすものである。



令和3年 3月定例会 議案・議決結果一覧表

審議結果等は次の通りです。(○＝賛成 ×＝反対) *西島寛道議長は、採決に加わっておりません。

議案番号	件 名	議決年月日	議決の結果	議 員 名							
				奥田俊夫	脇本尚憲	谷田利一	岡田久雄	丸山久志	中坊陽	谷田みさお	木村武壽
議案第1号	井手町総合計画「基本構想」「基本計画」の策定について	令和3年 3月10日	原案可決	○	○	○	○	○	○	×	○
議案第2号	井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	令和3年 3月8日	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第3号	井手町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件	令和3年 3月8日	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第4号	井手町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件	令和3年 3月8日	原案可決	○	○	○	○	○	○	×	○
議案第5号	介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件	令和3年 3月10日	原案可決	○	○	○	○	○	○	×	○
議案第6号	介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件	令和3年 3月10日	原案可決	○	○	○	○	○	○	×	○
議案第7号	介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件	令和3年 3月10日	原案可決	○	○	○	○	○	○	×	○
議案第8号	介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件	令和3年 3月10日	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第9号	井手町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定の件	令和3年 3月10日	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第10号	指定管理者選任につき同意を求める件	令和3年 3月8日	同 意	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第11号	指定管理者選任につき同意を求める件	令和3年 3月8日	同 意	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第12号	指定管理者選任につき同意を求める件	令和3年 3月8日	同 意	○	○	○	○	○	○	×	○
議案第13号	指定管理者選任につき同意を求める件	令和3年 3月8日	同 意	○	○	○	○	○	○	×	○
議案第14号	指定管理者選任につき同意を求める件	令和3年 3月8日	同 意	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第15号	令和2年度井手町一般会計補正予算(第7回)	令和3年 3月8日	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第16号	令和2年度井手町水道事業会計補正予算(第1回)	令和3年 3月8日	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第17号	令和2年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算(第2回)	令和3年 3月8日	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第18号	令和2年度井手町介護保険特別会計補正予算(第3回)	令和3年 3月8日	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第19号	令和2年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算(第2回)	令和3年 3月8日	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第20号	令和3年度井手町一般会計予算	令和3年 3月24日	原案可決	○	○	○	○	○	○	×	○
議案第21号	令和3年度井手町国民健康保険特別会計予算	令和3年 3月24日	原案可決	○	○	○	○	○	○	×	○
議案第22号	令和3年度井手町水道事業会計予算	令和3年 3月24日	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第23号	令和3年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算	令和3年 3月24日	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第24号	令和3年度井手町後期高齢者医療特別会計予算	令和3年 3月24日	原案可決	○	○	○	○	○	○	×	○
議案第25号	令和3年度井手町介護保険特別会計予算	令和3年 3月24日	原案可決	○	○	○	○	○	○	×	○
議案第26号	令和3年度井手町公共下水道事業特別会計予算	令和3年 3月24日	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第27号	令和3年度井手町多賀財産区特別会計予算	令和3年 3月24日	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○
報告第1号	専決処分の報告について	令和3年 3月8日	承 認	○	○	○	○	○	○	○	○
発委第1号	井手町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件	令和3年 3月24日	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○
発議第1号	選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書	令和3年 3月24日	可 決	×	○	×	○	○	×	○	○

町政を問う

おか だ ひさ お
岡田 久雄 議員 (9P)

- ◆ 新型コロナウイルスワクチン接種
- ◆ 高齢者のフレイル対策

なか ぼう あきら
中 坊 陽 議員 (10P)

- ◆ 令和3年度当初予算
- ◆ 道の駅「(仮称)いで」

わき もと たか のり
脇本 尚憲 議員 (11P)

- ◆ G I G A スクール構想と家庭学習の可能性
- ◆ 山城多賀駅前開発の進捗状況

たに だ とし かず
谷田 利一 議員 (12P)

- ◆ 小・中学校の現状

おく だ とし お
奥田 俊夫 議員 (13P)

- ◆ 災害時における避難所の施設整備

たに だ
谷田 みさお 議員 (14P)

- ◆ 新型コロナワクチン接種
- ◆ P C R 検査の拡大
- ◆ ゼロカーボン政策の推進

き むら たけ ひさ
木村 武寿 議員 (15P)

- ◆ 男女雇用機会均等法
- ◆ 多賀駅前開発事業

議会傍聴にお越しく下さい

議会は誰でも傍聴することができます。

詳細は議会事務局まで 電話 82-6172

井手町
ホームページ
会議録集
QRコード



令和3年6月定例会の案内

6月21日(月) 午前10時～ 本会議
(一般質問等)

6月28日(月) 午前10時～ 本会議

予定であり、日程が変更となる場合があります。



岡 田 久 雄 議員

新型コロナワクチン接種は

小山
保健センター所長

全庁的に進める

Q コロナウイルス感染症収束の決め手となるワクチン接種について、本町での接種体制は。相談窓口はどこか。

A 管理職で構成する新型コロナウイルススワクチン接種対応チームで全庁的に準備作業を進める。保健センターにコールセンターを開設する。

Q 住民への周知方法は。接種券を発行するのか。スケジュールと接種場所は。

A 概要は広報いでやホームページで周知し、接種対象者へは個別に接種案内を同封して接種券を送付する。65歳以上から開始するが、ワクチンの供給量等からスケジュールは変動が生じることもあるた

め、弾力的に対応できるよう準備する。井手小・多賀小を集団接種会場とする予定。

Q 町内医療機関との連携は。接種に予約が必要か。

A 町内医療機関には集団接種に協力を願い、個別接種への対応も検討していただいている。高齢者はハガキで申し込み、接種日時を封書で連絡する。64歳以下は電話やWEB予約も考えている。

Q 希望者全員の接種

はいつまでの予定か。

A ワクチンの供給量により変動する。

Q 本町の65歳以上の高齢者の人数は。

A 令和3年度中に65歳以上に達する方は、約2700人。

Q 接種記録や副反応等の管理方法は。

A 予防接種台帳システムや国の接種記録システム等で管理している。

Q デイサービス利用者や入所者、介護職員等は、介護施設で接種可能か。

A 利用者・入所者は、希望により町内の施設で接種できるよう調整を進めている。介護職員は国が示す接種の優先順位及び接種場所の取り扱いに従って対応したい。

早期接種が望まれる

高齢者のフレイル対策は

寺井
高齢福祉課長

三密対策を行い実施

Q フレイルとは、加齢で足腰が思ったように動かない、転びやすくなったなど日常的な些細な兆候から始まる「虚弱」の状態を言う。

本町のフレイル対策としての取り組みは。どのように啓発しているか。

A 家庭内で安全に身体を動かすことができるよう説明したチラシを作成し、全戸配布した。広報いででも毎月体操を紹介している。

Q フレイル検査のチェック内容は。

A 健康状態、心の健康状態、食習慣、口腔機能、体重変化、運動・転倒、認知機能、喫煙、社会参加、ソーシャルサポートの10類

Q 事業再開後、三密対策など、どんな対策を講じているのか。

A 1回あたりの参加人数を減らし、換気しながら体操教室等を実施。

Q コロナ禍で様々な事業の実施を控えているが、介護施設等利用されていない高齢者へのアプローチ、ケアは。

A 民生委員や家族を通して状況を確認し、事業休止中も電話での実態把握に努めている。支援が必要な方は介護保険サービスにつなげている。